

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 森林整備課

法令名	森林法			法令番号	昭和26年法律第249号		
手続名	中止命令、復旧命令			根拠条項	第10条の3		
処分基準	① 無許可開発 ② 許可に附した条件違反 ③ 偽り等の不正な手段により許可を受けて開発をした場合						
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	森林整備課	交付機関	森林整備課	目次No.